

静岡県告示第678号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和2年10月6日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年10月6日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
相良浜岡線	御前崎市比木字雨ヶ谷 1901 番の 5 から 御前崎市比木字雨ヶ谷 1911 番の 4 まで	令和2年10月6日